



平成27年2月20日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大下 一明
(コード番号 4998 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 佐々木 高範
TEL. (0829) 55-2112

消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

弊社は、消費者庁より、平成27年2月20日、弊社が供給する「虫よけバリアシリーズ」のパッケージ表示の一部に関して、景品表示法第4条第2項の規定により、同条第1項第1号に該当するとして、同法第6条に基づき措置命令を受けました。

本措置命令に関して消費者庁から指摘された問題は、虫よけバリアのパッケージ表示の一部に関するものであり、虫よけバリアの虫よけ効果が否定されたものではありません。消費者庁より指摘を受けたパッケージ表示については既に変更を完了しており、今後も虫よけバリアを継続することに問題はございません。

弊社といたしましては、措置命令の内容を精査した上で、不服申立を行うか否かを含め今後の対応を決定いたします。

なおこの措置命令による業績への影響については、軽微であります。業績予想の修正が必要と判断される場合は、速やかに公表いたします。

以上